

カントの大学論の一考察⁽¹⁾

—— 学問の自由を実現する組織としての哲学部 ——

松本長彦

一 初めに―大学像を巡る葛藤

近年、大学の在り方についての議論が喧しい。その際によく批判される大学像として「フンボルト型の大学理念」というのがある。誤解を恐れずに簡単に言えば、「フンボルト型の大学理念」とは、大学に於ける教育と研究を一体的なものとし、*die akademische Freiheit* 即ち「学問の自由」を絶対的な価値として、大学とそこで行われる教育研究の自律性・独立性を守るという大学の在り方を理想とする考え方である。明治維新以降に初めて設立された日本の大学は、最初に東京に創られた帝国大学（東京大学）を嚆矢として、ドイツの大学制度をお手本にして創られたと言われるが、その当時最も先進的で成功を収めている大学と考えられたのが、一八一〇年に設立されたベルリン大学であった。ベルリン大学の創立者と言われるヴィルヘルム・フォン・フンボルト (*Friedrich Wilhelm Christian Karl Ferdinand Freiherr von Humboldt, 1767-1835*) によって提唱された「大学の孤独と自由」の考え方、これが日本の大学像の原型になったことは間違いないところである。

ちなみに、ベルリン大学は、ナポレオン戦争（一八〇三―一八一五年）の副産物とも言える経緯で創立された、

ヨーロッパでは比較的新しい大学である。一八〇六年にプロイセン王国は対ナポレオン戦争に敗れて首都ベルリンが陥落し、翌一八〇七年には屈辱的なティルジットの和約を結ぶことを余儀なくされ、ベルリンはフランス軍によって占領されていた。フランス軍の占領下であるにも拘わらず、哲学者ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ (Johan Gottlieb Fichte, 1762-1814) がベルリンに於いて命がけで行った、有名な『ドイツ国民に告ぐ』(Reden an die deutsche Nation, Berlin 1808) という連続講演も、この年の暮れから翌年にかけてのことであった。プロイセンはエルベ川以西の領土を失い巨額の賠償金を課せられた。それだけでなく、西プロイセンに残された唯一の大学であるハレ大学 (Universität Halle)⁽²⁾ をナポレオンによって閉鎖されていた。そのために、以前からの懸案であった、首都ベルリンに新しい大学を設立するという構想が、現実的必要性を伴って本格化したのである。当時のプロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世 (König von Preußen Friedrich Wilhelm III, 1770-1840) の側近であったフリードリッヒ・フォン・バイメ (Karl Friedrich von Beyme, 1765-1838) は、国王から全権を委任されて創立準備の任に当たり、当代を代表する学者たちに新たな大学の構想について意見を求めている。その中にはフィヒテやシュライエルマッハー (Friedrich Daniel Ernst Schlegelmacher, 1768-1834) も含まれており、彼らの大学構想はそれぞれの全集に収められている⁽³⁾。最終的にはフンボルトの構想に基づいてベルリン大学は創られたと言つてよい。実際、フンボルトはベルリン大学の創設者とされており、現在のベルリン大学はフンボルト大学 (Humboldt-Universität zu Berlin, 1949-) と呼ばれている。

近代以降の日本に於いては、この「フンボルト型の大学理念」及び大学像に基づいて大学の在り方が規定され、それを維持するためには「大学の自治」が大学にとって欠かせないものであると考えられ、尊重されてきた。しかし、最近の日本に於いては、このような大学像は古くさいものであり、社会のニーズに合致しないものとして批判されがちである。例えば、二〇一四年一月一七日に産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWGから出された「イノ

ペーシヨンの観点からの大学改革の基本的な考え方」に於いては、その冒頭で、

○我が国のイノベーション・ナショナルシステムにおいては、投資額を見ても民間企業の果たす役割が大きい
が、新興国の猛追から様々な分野で国際競争が熾烈になるなどの環境変化の中で、民間企業の研究開発投資が
どちらかと言えば短期的に成果が見込める分野に集中的に投下される傾向が強くなっている。

○一方大学は、IPS細胞を用いた再生医療の研究、新材料の創成によるパワーデバイスの開発など、中長期的に
大きなイノベーションの成果につながるものが期待できる豊富な種を有している。中長期の経済成長を持続的
に実現する上で、これまで以上にこうした技術シーズを有する大学の知の創出機能の強化、イノベーション創
出力の強化、人材育成機能の強化が求められており、大学改革のさらなる加速が経済成長を実現する上での鍵
となる。

と述べられ、大学が社会の経済成長を牽引する社会的役割を担うべきものと明確に規定されている。そして、このよ
うなイノベーションを牽引するための組織へと大学を改革せよということが、産業界及び政府からの要求として、日
本の大学全体に、特に国立大学に突きつけられているのが現状である。確かに、大学は公共的性格をもつ社会の中
一組織であり、その時々々の社会との適切な関係を抜きにしては、あるべき大学の姿は語れないであろう。社会との関
係の中で大学が果たすべき役割を考える時に、上記のような視点を無視することは、大学自身にとっても自殺行為に
等しいと言わざるをえないであろう。

しかしその一方で、古代ギリシアのプラトンの学園アカデメイアの昔から、学問的真理を探究する教育研究組織は

存在したし、ヨーロッパでは中世以降、自律的な教育研究者と学生との自治組織である大学が存在した。特に中世に成立した大学は、キリスト教会との関係をもちながら成立し、発展してきたという経緯もあって、所謂世俗社会や世俗的権力から独立に存在するという在り方をその特徴としている。このようにして或る意味では自然発生的に成立した教育研究組織としての大学は、その成り立ちから、社会からの独立性をもつと言うことができよう。これも極めて雑駁な言い方になるが、「フンボルト型の大学理念」や「大学の自治」というのは、このようなヨーロッパの文化的伝統に根差したものであると言つてよいであろう。それ故に、大学という制度を考える時に、この「フンボルト型の大学理念」も無視することはできない要素である。

とは言つても、近代化が遅れたドイツに於いては、大学は多くの場合、ドイツに分立していた領邦(Land)の領主(多くは国王)によつて設立されている。そのために、特にドイツの大学に於いては、後に指摘するように、政府(世俗的権力)と大学との間には「大学の自治」を阻害する要因が内包されていた。それにも拘わらず、一九世紀初頭に設立されたベルリン大学に於いて「フンボルト型の大学理念」がその基本理念として掲げられ、それに基づいて運営された大学が成功を収めたことは、示唆的であろう。この近代に於ける「フンボルト型の大学理念」の成立に、哲学者カント(Immanuel Kant, 1724-1804)の大学論が大きな影響を及ぼしていることはよく知られている。

本稿に於いては、カントが『諸学部之争』(Der Streit der Facultäten in drei Abschnitten. Königsberg, 1798)⁽⁴⁾に於いて述べている大学論を考察することを通して、我々にとつてあるべき大学を考える手掛かりを探つてみたい。

二 カントの時代の大学の学部構成

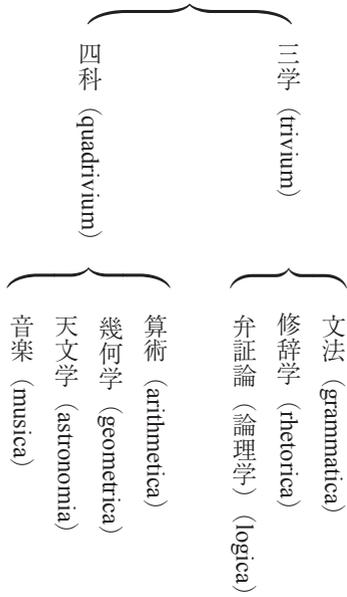
カントの時代、つまり一八世紀後半のヨーロッパの大学というのは、中世に発足した大学制度をそのまま継承して、極めてシンプルな作りになっている。

カントの時代の大学の学部構成



一 一世紀終盤にボローニャ大学 (Universitas Bolognensis 一〇八八年創立とされる。) が創立されて以来、中世以降のヨーロッパの大学では、まず大学に進学するための基礎技能 (つまりはラテン語) と歴史や文学等の基礎的な教養の修得を目的とする、ドイツでいえば「ギムナジウム」(Gymnasium) と呼ばれる中等教育学校を卒業した後、学生はまず哲学部 (或いは人文学部) に入学して、「七自由学科」(septem artes liberales) を学ぶ。

七自由学科 (septem artes liberales)



よく知られているように、「七自由学科」は、文法 (grammatica) ・ 修辞学 (rhetorica) ・ 弁証論 (論理学) (logica) で構成される初級の「三学」(trivium) と、算術 (arithmetic) ・ 幾何学 (geometric) ・ 天文学 (astronomia) ・ 音楽 (musica) で構成される上級の「四科」(quadrivium) の二つに大別される。下級の「三学」は、主に言語と論理に関係し、上級の「四科」は、主に数学に関係していると言ってよいであろう。これら当時の知識人としての、即ち奴隷的に支配される者ではなく自由人であるための教養を学んだ上で、学生たちは、神学部・法学部・医学部という三つの専門学部のどれかに進学するというシステムになっている。

もともと、カント自身は、ケーニヒスベルク大学 (Albertus-Universität Königsberg) ⁽⁵⁾ の哲学部 (die philosophische Fakultät) に入学して、当初予定していた神学部には進学せずに、そのまま哲学部に残り、七自由学科のさらに上に

位置づけられる「哲学」を修めて、哲学部を卒業しているので、当時の哲学部は、例えば現在の東京大学の教養学部と同じように、いわば教養部的な役割と同時に専門学部の役割も持っていたと考えることができるであろう。

また、カントの時代の「哲学部」というのは、現代の我々の感覚で言えば、「文理学部」に相当すると考えることができるという点も指摘しておく必要がある。実際カントは、ケーニヒスベルク大学員外教授マルティン・クヌツェン (außerordentlicher Professor Martin Knutzen, 1714-51.) から、当時の最先端の学問であったニュートン物理学を学んでいる。カントの卒業論文は、よく知られているように、『活力測定考』(Gedanken von der wahren Schätzung der lebentigen Kräfte und Beurteilung der Beweise, deren sich Herr von Leibniz und andere Mechaniker in dieser Streitssache bedient haben: nebst einigen vorhengehenden Betrachtungen, welche die Kräfte der Körper überhaupt betreffen. Königsberg 1747) であるが、これはほとんど物理学の論文と言ってよいものである。また、カントが一七四七年に大学を卒業して、一七五五年に「修士」(Magister) の学位を取得し、同年からケーニヒスベルク大学で哲学の私講師 (Privatdozent für Philosophie) を始める頃までの初期の著作も、ほとんどが自然科学系の著述と言えるものである。⁶⁾ つまり、カントの時代には、現代では理学部で行われている自然科学的研究も自然哲学と呼ばれ、広い意味での哲学の一部であった。よく知られていることであるが、例えば古典力学の体系を確立したアイザック・ニュートン (Isaac Newton, 1642-1727) の『プリンキピア』のフルタイトルは、『自然哲学の数学的諸原理』(Philosophiæ naturalis principia mathematica, 1687) である。つまり一七世紀・一八世紀のヨーロッパに於いては、また自然科学研究は哲学の一部と考えられていたのである。これは、古典ギリシア・ローマの時代からのヨーロッパの学問の伝統であると言ってもよいであろう。つまり、自然を含めた物事の根本原理を探究する学問は「哲学」である、という理解が一般的であり、哲学自体が細分化されていないというのが、カントが生きていた時代の学問状況であった。このことは、カントの大

学論を理解する上で重要である。

三 上級三学部の基本的性格

カントの時代には、「哲学部」は「下級学部」(die untere Facultat)、「神学部」・「法学部」・「医学部」は「上級学部」(die oberen Facultäten)と呼ばれていた (Vgl. *SF*, S. 18)。

上級三学部の性格をカントは次のように規定している。まず、学部の上級・下級の区分は、政府 (die Regierung) の都合によるものであることを指摘する。

「というのは、上級学部に数えられるのは、その教説が、どのような性質のものであるべきか、或いは果たして公に講述されるべきであるかということが、政府自身の関心を惹くような学部だけである。これに対して、学問の関心 (das Interesse der Wissenschaft) だけに配慮すればよい学部は、学説を自らが適当と認める通りに述べてよいが故に、下級学部と呼ばれる。」(*SF*, S. 18f.)

「しかし政府が最も関心を寄せるのは、それによって政府が国民に対して最も強力で最も持続的な影響を与えることができるものであり、そのような教説は上級諸学部が対象とするものである。それ故政府は、上級諸学部の教説を自ら認可する (sancionieren) 権利を留保するが、下級学部の教説は、学識ある国民の固有の理性に委ねるのである。」(*SF*, S. 19)

つまり、上級三学部が取り扱う学問内容は、政府が国民を統治することと密接に関係しており、そのために政府は、いわば上級三学部で教えられる内容を通して国民を統治する役割をそれらの学部担わせている。それ故に、それらの学部は政府にとって役に立つ学部であり、政府にとって「上級」の学部と位置づけられる、というのがカントの見解である。簡単に言えば、上級三学部は、政府の統治システムの重要な役割を担う存在であるが故に、「上級」つまり政府にとつてより、価値があると言われているというわけである。

このような、大学を政府の統治システムの一部として位置づけ、時の政府の施策を実現するための装置として利用するという発想は、現代日本に於ける大学を巡る議論、即ち大学改革の議論にそのまま当てはまると言つてよいであろう。「初めに」で紹介した、産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWGの「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」に於いて述べられていることは、まさにこのような発想を端的に表明している。

「中長期の経済成長を持続的に実現する上で、これまで以上にこうした技術シーズを有する大学の知の創出機能の強化、イノベーション創出力の強化、人材育成機能の強化が求められており、大学改革のさらなる加速が経済成長を実現する上での鍵となる。」

という文言は、カントが喝破した上級三学部と政府との関係性と相通するものであろう。つまり、カントの時代のドイツの大学に於いても、大学が政府や社会の必要に応じてその在り方を規定される、ということが実際にあったわけである。

さらにカントは、上級の三つの学部が成立する理由を以下のように説明している。

「理性に従うならば（即ち客観的には）、政府がその目的（国民に対する影響力をもつこと）のために利用できる諸動機は、次のような順序になるであろう。第一に、各人の永遠の幸せ、次に社会の成員としての市民的な幸せ、最後に、身体の幸せ（長生さと健康であること）」（SF, S. 21.）

「政府は、第一の幸せに関する公の教説を通して、臣民の思想の内面や胸の奥に秘められた意向に対してさえ、その内面を明らかにし意向を導くという、極めて大きな影響力をもつことができる。第二の幸せに関連する公の教説を通して、臣民の外的振る舞いを公の法という束縛の下に留めておくことができる。第三の教説を通して、政府は自らの意図に有用と認める強壯な多数の国民の存在を確保できる。」（SF, S. 21f.）

「それ故、理性に従うならば、確かに通常受け入れられている上級学部間の序列が成立するであろう。即ち、最初に神学部、次に法学部、そして最後に医学部である。」（SF, S. 22.）

政府による統治手段の一つと見なされる上級三学部の序列は、神学部・法学部・医学部の順になるが、それは「幸せ」（Wohl）を願うという人間本性に根差している、とカントは述べている。まず第一に人々が願う幸せは「永遠の幸せ（至福）」（das ewige Wohl）であり、それを実現するのは宗教（キリスト教）である。これは、伝統的なキリスト教文化圏に属していない日本に於いてはやや分かりにくいかもしれないが、日常生活の中にキリスト教が息づいていた当時のヨーロッパの人々にとっては、自明の主張であると理解すべき事柄である。従って、政府もまず第一に宗教に関する教義を統制し、それによって国民を統治することになる。それ故に、「神学部」が筆頭に置かれるのである。次に重要なのは、社会秩序の維持による「市民的な幸せ」（das bürgerliche Wohl）だとカントは言う。社会秩序の維持は、「法の支配」によって統治システムを確立するという、近代的国家にとっての重要事項であるから、政府に

とつても重要度が高いことになる。それ故に、「法学部」が二番目に位置づけられることになるわけである。最後に人々が願う幸せは「長寿と健康」(lange Leben und gesund sein)という「身体の幸せ」(das Leibeswohl)である。これは医療によって実現されるので、それを担う「医学部」を政府が重要視するのは当然と言えるであろう。⁽⁸⁾さて、このような性格をもつ上級三学部に於いては、その教育研究の在り方も自ずから規定されることになる。

「三つの上級学部は全て、政府によってそれらの学部に委託された教説を文書(Schrift)に基づかせる。国民が学識によって指導される状態にある場合には、そうならざるをえない。何故ならば、もし文書がなければ、国民がそれに従うことができる、安定した、誰でもが近づける規範が存在しないからである。そのような文書(或いは書物)が、規約(Statut)を、即ち或る一人の上位者の意思(die Willkür eines Oben)に由来する(それ自体は理性から発源するのではない)教説を含まなければならぬということ、自明である。何故ならば、さもなければ文書は、政府によって認可されたものではなく、端的に服従を要求することができないからである。」(SF, S. 22.)

「従つて、聖書神学者(der biblische Theolog) (上級学部に属する者としての)は、その教説を理性からではなく聖書から汲み取る。法学者(der Rechtslehrer)は、自然法(der Naturrecht)からではなく国法(der Landrecht)から、医学者(der Arzeneigeherte)は、公衆に施されるその治療法(seine ins Publicum gehende Heilmethode)を人間の身体 of 自然学(Physik)からではなく医療法規(die Medicinalordnung)から汲み取るのである。」(SF, S. 23.)

つまり、上級三学部に於いては、理性に基づく自由な研究と教育が許されるのではなく、政府が認可した枠内での学

説や教説だけが許される、ということになる。実際、カントの時代のドイツの大学に於いては、教授（大学教員）は自由に講義ができたわけではなく、必ず教科書を使用することが定められていた。これは哲学部も同様で、カントも講義の際には必ずバウムガルテン（Alexander Gottlieb Baumgarten, 1714-1762）やマイヤー（Georg Friedrich Meier, 1718-1777）等の教科書を使っていたことが知られている。当然、使用する教科書は、政府が公認したものでなければならなかったはずである。しかし、特に上級三学部に於いては制約がより厳密で、政府が認可した「文書」に基づかない教育研究は許されなかったのである。

これでは、理性（知性）に基づく自由な研究の余地は極めて限られ、教育に於いても研究成果を自由に公表することはできない。即ち、「学問の自由」など保証されは⁽⁹⁾ずがない。このような状況に対するプロテスト文書としてカントが著したのが、『諸学部の争い』であると理解することができるであろう。そしてカントは、政府から「下級学部」即ち価値の低い学部と位置づけられる「哲学部」に於いては、学問の自由即ち理性に基づく自由な教育研究が可能であるべきことを主張する。

四 哲学部の基本的性格

カントは、当時下級学部と位置づけられていた哲学部について、次のように述べている。

「学問の関心（das Interesse der Wissenschaft）だけに配慮すればよい学部は、学説を自らが適当と認める通りに述べてよいが故に、下級学部と呼ばれる。」（*SF*, S. 18f.）

「学者共同体 (das gelehrte gemeine Wesen) のためには、大学にどうしても〔上級三学部以外に〕もう一つ学部が必要ならぬ。それは、自らの教説に關して政府の命令から独立であり、命令を出す自由はもたないが、すべての命令を判定する自由をもつような学部である。この自由は、學問的關心に、即ち真理の關心に關わるものであつて、その場合には理性が公に語る権限をもつていなければならない。何故なら、そのような自由がなければ、真理 (政府自身の損害となる) は明らかにならないであらうが、理性はその本性からして自由であり、何かを真と思へという命令を受け入れないからである (「信じよ」(crede) を受け入れることはなく、自由な「私は信ずる」(credo) だけを受け入れる)。」(SF: S. 19f. [〕内筆者補足。)

〔さて、自律によつて、即ち自由に (思惟一般の諸原理に従つて) 判断する能力は、理性と呼ばれる。それ故哲学部は、採用すべき、或いは単に容認すべき教説の眞理性を保証しなければならないが故に、その限りに於いて自由であり、理性の立法の下にのみあるのであつて、政府の立法の下にあるのではない、と考えられなければならないであらう。〕(SF: S. 27.)

ここでは、哲学部に於ける學問即ち哲学が、徹頭徹尾理性による自由な學問であるべきことが強調されている。哲学部は、純粹に理性が抱く「學問の關心」だけに基ついて「真理」を探究する。その結果として、政府が關心を寄せる国民の統治とは直接關わらないが故に、下級学部と呼ばれる。しかし、そうであるからこそ、哲学部に於ける教育研究は「政府の命令から独立」であることができる、即ち「學問の自由」が保証されるべきである、とカントは主張する。確かにこの自由は、「學問的關心」(das wissenschaftliche Interesse) 即ち「真理の關心」(das Interesse der Wahrheit) に關わるだけであり、政府がもつような「命令を出す自由」(die Freiheit Befehle zu geben) ではない。しかしそれは、

理性に基づいて「すべての命令を判定する自由」(die Freiheit alle Befehle zu beurtheilen)である。即ち、ここでカントが主張しているのは、理性がもつ根源的で本質的な「自由」(＝「自律」)であり、そのような理性の活動の発露としての学問は、原理的に他者からの命令を受け入れないということである。理性は自由に真理を明らかにすることができなければならない。そして、その理性の自由は、政府の命令に対しても及ぶのであり、いかなる命令に対してもまさに自由に判定できなければならない。

しかし、哲学部がもつべきこの理性の自由(＝学問の自由)は、命令する自由ではないが故に、哲学部は下級学部と呼ばれなければならない。それは、悲しい「人間の本性」に根差しているとカントは指摘する。

「しかしそのような学部が、このような大きな特権(自由)をもつていながら、それでもなお下級学部と呼ばれること、その原因は人間の本性(die Natur des Menschen)の内に見出される。即ち、命令することができる者は、他の者に対する謙虚な奉仕者(ein demüthiger Diener eines andern)であるのにも拘わらず、自分の方が、自由ではあるが誰に対しても命令できない他の者よりも、より優れている(vornehmer)と思ってしまうのである。」(SF, S. 20.)

かなり皮肉の効いた指摘であるが、これは一般的に言えば人の上に立つ人にとって、即ち政治家や官僚、そして大学の管理職に在る者にとつても、常に心に留めておかなければならない箴言であろう。

さらにカントは、哲学部がもつ自由について次のように述べている。

「上級三学部に関して哲学部が役に立つのは、上級三学部を統御し、まさにそのことによって三学部にとって有用になるという点である。何故ならば、真理（学識一般の本質的かつ第一の条件）こそ何より重要なのであって、上級学部が政府のために約束する有用性は、二番目の契機にすぎないからである。」(SF, S. 29)

「単に自由であること、しかも単にあらゆる学問の利益のために真理を見つけ出し、これを上級学部が思うがままに使えるように提出することを自由にさせてもらうことしか望まない、この謙虚〔寡欲〕こそが、哲学部を疑惑のないものとして、それどころか不可欠なものとして、政府に受け入れさせるにちがいない。」(ebd.〔内筆者補足。〕)

ここに述べられているように、カントは、理性の自由によって初めて真理の探究が可能になることを主張する。そして、哲学部が、学問にとって何よりも重要である「真理（学識一般の本質的かつ第一の条件）」(Wahrheit (die wesentliche und erste Bedingung der Gelehrsamkeit überhaupt))を探究することによって、初めて上級三学部が教えている学問を基礎づけ、それらの学部が学問を教授する組織として成立するようにする。その意味で哲学部は「上級三学部を統御する」のである。さらにカントは、哲学部の学科構成について以下のように述べて、哲学部に於ける研究が上級諸学部と密接に関係することを明らかにしている。

「ところで、哲学部は二つの部門 (zwei Departemente) を含んでいる。一つは、歴史的認識 (die historische Erkenntnis) の部門 (これには、歴史 Geschichte、地理学 Erdschreibung、学問的語学知識 gelehrte Sprachkenntnis、人文学 Humanistik が、経験的認識の博物学 Naturkunde が提示する全てのものとともに、属して

いる)であり、もう一つは、純粹理性認識 (die reine Vernunftkenntnis) の部門 (純粹数学 reine Mathematik と純粹哲学 die reine Philosophie、つまり自然と人倫の形而上学 Metaphysik der Natur und der Sitten) である。また、この学識の両方の部分の相互関係を含んでいる。まさにそれ故に哲学部は、人間の知の全ての部分に (従って歴史的 historisch には上級学部にも) 及んでゐる。」(SF, S. 28)

このように、哲学部が探究する学問分野は「人間の知の全ての部分」(alle Theile des menschlichen Wissens) に及んでゐるために、上級三学部が扱う学識とも関係している。そして、これらの知の根本原理を探究する哲学部に於いてこそ「学問の自由」が保証されなければならないのであり、この「学問の自由」に基づく哲学部に於ける基礎研究が学問全体の発展を支えるのだということ、従って、大学の最も大学らしい部分は「下級学部」と蔑まれる哲学部に他ならない、というのがカントの主張である。

五 終わりに

このようにカントは、自らの哲学の原理に従って、「理性の自律」(Autonomie der Vernunft) = 「理性の自由」(Freiheit der Vernunft) は我々人間に本質的に備わっているものであり、その活動の発露としての学問研究に於いても「学問の自由」(即ち自立的な理性の活動)が必要であること、いやむしろ「学問の自由」は人間にとって必然であることを、その大学論に於いて主張している。このカントの大学論が、「初めに」で述べた「フンボルト型の大学理念」に影響を及ぼしていることは、容易に見て取ることができるであろう。

確かに、今日の大学に提示されている様々な社会的要請は、現代社会が抱えている様々な困難に直面している人々からの悲痛な叫びと捉えることもできる。大学は社会を良くするための多くの可能性を秘めた組織なのだから、社会（そこに暮らす人々）のためにもっと貢献して欲しい、もっと良い社会を実現することに貢献して欲しいという、悲痛な叫びと捉えることもできるであろう。そこには、大学に対する社会から期待が込められている。研究に根差した教育や社会貢献を通して、大学が社会の期待に応えていくことは、社会の中に存在し、社会によってその存在を支えられている大学にとって、当然のことであり、そのための努力を惜しんではならない。

しかしまた、大学が学問研究の場であり、学問研究という知的な営みに基づいて教育や社会貢献活動を行う教育研究組織であるという、その本来の在り方を保持するためには、カントが強調した「理性の自由」はどこまでも尊重されなければならない。学問研究は自律的なものでなければならぬ。学問や研究の分野の相違によって、社会的ニーズと研究内容の近さ遠さは様々である。より具体的直接的に社会に貢献するように見える分野もあれば、ほとんど（いや全く）貢献していないように見える分野もある。しかし、それらの学問分野の全てが、人間にとって欠くことのできない理性（知性）の本性に根差した自律的活動（「理性の自由」の発露）として行われていることに大学の存在意義がある。言い換えれば、基礎研究から実用的研究に至るまで様々な学問分野を包括して、「学問の自由」に基づいてその活動を行っている大学という組織体は、人間存在の本質に根差した、人間存在にとって欠くことのできないものである。とりわけ基礎研究の部分を欠いては、大学は大学であることはできない。これが、カントがその大学論に於いて主張しなかったことであろう。

注

(1) 本稿は、二〇一五年三月二〇日に愛媛大学法文学部に於いて開催された、愛媛大学法文学部人文学科・新潟大学人文学部学術交流講演会「哲学と大学、学問」に於ける講演「カントとフイヒテの大学論」に加筆・修正を施したものである。同講演会での新潟大学の宮崎裕助先生の講演内容は大いに参考になったことを、感謝の念を込めて記しておきたい。

また本稿は、平成二六年度及び平成二七年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費（研究経費）による研究成果の一部である。

(2) 現在は Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg⁶。マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルクは、一八一七年、ヴィッテンベルク大学（一五〇二年設立）とハレ大学（一六九四年設立）の合併により設立された。ヴィッテンベルクで活躍したマルティン・ルターに因んで大学名としている。

(3) フイヒテが提出した大学構想については、拙稿「フイヒテの大学論」〔理想〕No. 655、理想社、一九九五年五月、五四―六五頁）をご参照いただきたい。

(4) 以下、同書は SG と略記し、同書よりの引用は、アカデミー版カント全集 *Kant's gesammelte Schriften* Bd. VII, hrsg. von Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Berlin 1917. により、同全集の頁数を本文中に指示する⁷。

(5) アルベルトゥス大学ケーニヒスベルク（所謂ケーニヒスベルク大学）は、一五四四年設立、一九四五年閉鎖。「アルベルティーナ」(Albertina)とも呼称される。一五二七年設立のフィリップス大学マールブルク (Philipp-Universität Marburg) に次いで二番目に古いドイツのプロテスタント系の大学。因みにドイツで最も古い大学は、一三八六年に設立されたルブレヒト・カール大学ハイデルベルク (Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg) である。ただしドイツ語圏という範囲で見ると、ハプスブルク家のオーストリア公ルドルフ四世 (Rudolf IV., 1339-1365) が一三六五年に設立したウィーン大学 (Universität Wien) がさらに古く、さらには神聖ローマ皇帝カール四世 (Karl IV., 1316-1378)（≡ボヘミア王カレル一世 Karel I.）が一三三八年にプラハに設立した大学 (studium generale)（現のプラハ・カレル大学 *Univerzita Karlova v Praze*）が最古である。

(6) 改めてこの時期のカントの著作を示すと、以下の通りである。

- 『活力測定考』(Gedanken von der wahren Schätzung der lebendigen Kräfte und Beurteilung der Beweise, deren sich Herr von Leibnitz und andere Mechaniker in dieser Streitsache bedient haben; nebst einigen vorhergehenden Betrachtungen, welche die Kräfte der Körper überhaupt betreffen. Königsberg 1747.)
- 「輿轉回轉論」(Untersuchung der Frage, ob die Erde in ihrer Umdrehung um die Achse, wodurch sie die Abwechselung des Tages und der Nacht hervorbringt, einige Veränderung seit den ersten Zeiten ihres Ursprungs erlitten habe und woraus man sich ihrer versichern könne, welche von der Königl. Akademie der Wissenschaften zu Berlin zum Preise für das jetztlaufende Jahr aufgegeben worden. in: *Wöchentliche Königsbergische Frag- und Anzeigungs-Nachrichten* (『ネーニコムスベルグ週報』), 8. und 15. Juni 1754; Nr. 23 und 24.)
- 「地球は老衰するか」(Die Frage, ob die Erde veralle, physikalisch erwogen. in: *Wöchentliche Königsbergische Frag- und Anzeigungs-Nachrichten*, vom 10. August bis 14. September 1754. Nr. 32 bis 37.)
- 『火のうつ』(*Meditationum quarundam de igne succincta delineatio*. Königsberg 1755.) (Magister 学位論文)
- 『形而上学的認識の第一原理の新解明』(*Principiorum primorum cognitionis metaphysicae nova dilucidatio*. Königsberg 1755.) (カントは純粋な形而上学的著作である。)
- 『一般自然史と天界の理論』(*Allgemeine Naturgeschichte und Theorie des Himmels oder Versuch von der Verfassung und dem mechanischen Ursprunge des ganzen Weltgebüdes, nach Newtonischen Grundsätzen abgehandelt*. Königsberg/Leipzig 1755.) (有名な「カント・ラブラスの星雲説」を提示したものである。)
- 「地震原因論」(Von den Ursachen der Erderschütterungen bei Gelegenheit des Unglücks, welches die Westliche Länder von Europa gegen das Ende des vorigen Jahres betroffen hat. in: *Wöchentliche Königsbergische Frag- und Anzeigungs-Nachrichten*, 24. u. 31. Januar 1756. Nr. 4 u. 5.)
- 『地震の歴史と記述』(Geschichte und Naturbeschreibung der merkwürdigsten Vorfälle des Erdbebens, welches an dem Ende des 1755ten Jahres einen großen Theil der Erde erschüttert hat. Königsberg 1756.)
- 「地震論再論」(Fortgesetzte Betrachtungen der seit einiger Zeit wahrgenommenen Erderschütterungen. in: *Wöchentliche Königsbergische Frag- und Anzeigungs-Nachrichten*, 10. u. 17. April 1756. Nr. 15 u. 16.)

『物理的単子論』 (*Metaphysicae cum geometria inextae usus in philosophia naturali, cuius specimen I. continet mundologiam physicam.* Königsberg 1756) (これのみならずかと言えば形而上学的著作。)

『風の理論の解明新注』 (*Neue Anmerkungen zur Erläuterung der Theorie der Winde.* Königsberg 1756) (ケーニヒスベルク大学夏季期の講義計画公告として出版)

(7) アイザック・ニュートンの誕生日は、ユリウス暦では一六四二年二月二五日となるが、グレゴリオ暦では一六四三年一月四日になる。

(8) ちなみに、東京大学の学部並び順即ち「建制順」は、法学部・医学部・工学部・文学部・理学部・農学部・経済学部・教養学部・教育学部・薬学部の順で、筆頭が法学部、次が医学部と、このヨーロッパの伝統的な学部の並び順を踏襲したものになっている。

(9) 実際、その序文では、『単なる理性の限界内の宗教』 (*Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft.* Königsberg 1793) を刊行したために惹き起こされたプロイセン政府によるカントの宗教論への弾圧に対するカント自身の反論が記されている。

(10) ここで「採用すべき、或いは単に容認すべき教説」という表現があるのは、公的機関としての大学の教員には、無制限の自由があるわけではなく、社会秩序を維持する上でのルールは守らなければならない(具体的にはカントが被ったような、宗教に関する一切の講述を禁止するという政府の命令に従う、といったことも含めて) という意味である。